

◎ 保護取扱要綱について

昭35. 3. 18丙防発第7号、警察庁保安局長から各管区警察局長、警視総監、各道府県警察本部長、各方面本部長あて

〔改正〕 昭36. 7. 1丙ら発第36号

今般警察官職務執行法に基づく保護等の取り扱いの基準を別添「保護取扱要綱」のとおりとりまとめたので、各都道府県警察においては、次の事項に留意の上、保護等の取り扱いについて遺憾のないようにされたい。

この要綱は関係局課と協議済みである。

記

第1 要綱の趣旨

警察官職務執行法の規定に基づく保護等の取り扱いについては、細心の注意を払い、その適正な運営に努められているところであるが、基本的人権にもかかわる問題でもあるので、取り扱いの手続き、方法、施設等の基本的事項について、その基準となるべきものをとりまとめたものである。

第2 一般的留意事項

1 取扱規程の整備

この要綱は、保護等の基本的事項についての基準を示したものであるから、都道府県警察においては、この要綱に準じて、それぞれ規程を制定し、取り扱いの適正を期し得るようにすること。

2 教養の徹底

保護等が適正に行なわれるかどうかは、個々の警察官が具体的な対象に直面した場合の判断及びその場における取り扱いのいかんによつて左右されるものであるから、法令、規程等の教養のみに終始することなく、事例等によつて具体的な取り扱いの要領を体得するよう教養すること。

第3 各条章ごとの留意事項

1 総則（第1章）

(1) 保護を要するものであるかどうかの判断は、直接人権にかかわる問題であるから、的確に行なわなければならない。しかし、従来泥酔者については、やや易きについてきたきらいがないでもないので、いやしくも保護を要すると判断した場合には、その者の生命、身体等の保護のため誠意をもつてあたるよう配慮すること。（第2条）

(2) 保護主任者には、警部以上の者を充てることが一般的に適當であるが、その

者が事実上捜査指揮等に従事することの多い刑事課長であり、その下に警部補の防犯係長等があつて、この者に処理させることが適切であると認められるときは、この者を保護主任者にすることも考慮すること。(第3条第2項)

- (3) 保護に当たっては、警察署における統一的な指導監督のもとに適切に行なわれることが肝要であるので、原則として幹部派出所の長を保護主任者とする事は想定していないが、特別の事情がある場合には、幹部派出所の長に保護主任者の責務を遂行させるよう考慮することを妨げるものではないこと。(第3条第2項)

2 保護(第2章)

(1) 保護の着手(第4条)

「とりあえず必要な措置」とは、通常外勤勤務員によつて行なわれる場合が多いが、とりあえず派出所に運ぶ等の応急措置と現場の関係者からその事情や家族等に引き渡したりする等の現場及びこれに直結して行なわれる必要な措置をいうのであり、これらの措置のみによつて処理解決できた場合を除き、保護した者については、すべて保護主任者に報告し、その指揮を受けて処理することであること。

(2) 保護の場所等(第5条)

ア 駅舎、民家等第5条第1項各号に掲げる場合以外の場所において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができること。

イ 病人、負傷者及び泥酔者等で異常があると認められる者等を保護する場合には、必要により、医師の診断、治療を求める等の措置をとるよう配慮すること。

(3) 住所等の確認措置(第6条)

ア 住所等の確認措置は、特に必要がある場合のほか、第9条による危険物等の保管の際に行なうよう配慮すること。

イ 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとる」とは、所持する鞆、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券等について住所等を認知することであり、これらの措置は、法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合においてはとることができないものであること。

なお、被保護者が女子であるときは、立会人も女子とすることを配慮すること。

(4) 事故の防止(第7条—第10条)

ア 「行動を抑止するための手段」とは、保護の着手、同行等の場合に、本人

の暴行を抑止するために、通常、被保護者の腕、肩等を抑える等の手段をいうのであるが、場合によつては、あるいは手錠などを使うこともやむを得ない場合もあろう。これらの手段は、危害を防止して適切にその者を保護するためにやむを得ず行なわれるものであるが、直接身体について行動を制限することであり、特に手錠等は被疑者に使用されるものであるという一般の観念もあるので、その使用は、真にやむを得ない場合に限るのはもちろんのこと、使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないように配慮するとともに、なるべく衆目に触れないよう配慮しなければならないこと。(第8条)

イ 危険物の保管に当たっては、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものとし、正常の判断能力を欠いている等やむを得ないと認められるときは、被保護者について危険物を所持していないかどうかを確かめ、所持しているときは保管することができること。この場合においても、衣服の上からさわるなどの方法によつて確かめるようにし、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も事故防止上やむを得ないと認められる危険物に限ることに配慮しなければならない。(第9条第1項)

ウ 「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」というのは、ポケットに無造作に入れてある等の状態で所持している現金等をいい、これらを保管する場合の「同項に準じて」とは、法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行なうことをいい、これらはいずれも危険物の保管の際同時に行なうものであること。(第9条第2項)

なお、立会人については前記(3)のイにおけると同様の配慮をすること。

エ 法第3条第1項第1号に掲げる被保護者であつて、暴行、自殺等危害を及ぼす事態にあるような場合は、当然に配置された警察官が保護に当たっているから、その警察官の制圧に抗して保護室から離れるおそれがある場合あるいは被保護者が二人以上ある等危害防止上やむを得ない場合でない限り、かけがね等を使用することは避けること。法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、保護室にかけがね等を使用することは考えないものであること。

なお、かけがね等というのは、かけがね、とめがね、落しがね等軽易な操作によつて使用できるものをいうのであつて、南京錠等威圧感を与えたり、錠を使用しなければあけられないようなものを使用することは不適當であること。(第10条)

(5) 異常を発見した場合の措置(第11条)

ア 「発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する」というのは、逃亡した者を手配して連れ戻すのとは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のままその場所を離れたとき、その所在を発見して、その者の状態を確認することであり、その結果、酔いがさめていた等保護を要する状態がなくなっているときはそれ以上の措置を必要とせず、なお保護の要件を満たしている場合には、再び保護に着手するものであることに特に注意を要する。

なお、この措置をとることを必要と認める時間的、場所的範囲等については、保護の場所を離れたときの状態等から個々に検討、判断されなければならないが、逃亡被疑者の手配と同様と同視することのないよう配慮すること。

イ 前記により再度保護をした場合、その保護の場所又は時間が前の保護の場所又は時間に近接してなされた場合を除き、後の保護に着手したときから、別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れた時に解れたものと考えて処理すること。

3 保護室（第3章）

- (1) 「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、すでに保護している者と同室させることが不相当と認められる者を保護する場合等又は迷い子、家出人等で保護室のふん囲気になじまない者を保護する場合等をいうのであつて、これらの場合には、宿直室、休憩室、少年補導室、小使室、事務室等において保護するようにすること。（第15条第1項）
- (2) 「留置場内の室（留置室を除く。）」というものは、従前の留置場内に設けられていた保護室（第14条第1項第1号の規定により、この要綱では保護室としていない。）をいうのであつて、泥酔者、精神錯覚者に限り、例外的にここに収容することができることとしたこと。（第15条第1項）
- (3) 留置場内の室で留置主任者の責任において保護している間であつても、家族等への手続、引渡等は、保護主任者においてするものであること。（第15条第2項）

4 許可状の請求等（第4章）

許可状の請求、簡易裁判所への通知及び保健所長への通報の様式等については、各都道府県警察において従前から簡易裁判所等と打ち合わせ実施してきたところによつて差し支えないこと。

5 雑則（第5章）

- (1) 保護カードの様式については、保護室において保護する者については詳細なものを、派出所等において保護する者については簡易裁判所へ通知する様式のような簡易なものとする等区分して定めることも差し支えないこと。（第19条）
- (2) 第20条第2項の規定による児童相談所等への通告は、保護者がない場合等の第12条第3号の規定による通告と異なり、保護者に監護させることが不相当で

ある場合に行なうものであること。(第20条第2項)

- (3) 被保護者と被疑者の取り扱いを明瞭に区別し、保護に名をかりて犯罪の捜査をすることのないよう、被保護者が犯罪者等であることが判明するにいたった場合にも、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ない場合のほか、被保護者について取調等をしてはならないものであること。このことは、第20条第1項の規定による非行少年等であることが明らかとなった場合についても同じであること。(第20条)

6 児童の一時保護等 (第6章)

- (1) 一時保護をした児童、緊急同行をした少年等については、その運用の実際及びこれらの者のうちには、その性格、年令等からみて保護室のふん囲気になじまない者もあるので、これらについては少年補導室、宿直室、休憩室等において保護するよう配慮すること。(第22条第1項第1号)
- (2) 前記(1)を除き、第22条に規定する者については、同行状、収容状等の執行中に一時保護室に収容するものであるから、逃亡しないよう錠の設備を使用することも差し支えない。また、刑事訴訟法が準用されている同条第5号に規定する者等については、第15条第1項ただし書に準じて、留置場内の室に収容することも差し支えないものであること。
- (3) 第22条第1項各号に規定する者が逃亡したときは、当然これを捜索しなければならぬのであつて、その限りにおいて、第11条第2項は、準用する余地はないものであること。

7 都道府県警察本部が行なう保護 (第23条)

市街地における保護を能率的、かつ、合理的に行なうためのいわゆる保護センターの設置とその構造設備の基準を規定したものであること。

[別 添]

保護取扱要綱

第1章 総則

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。)第3条の規定に基づく保護(以下「保護」という。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行なうため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあつた者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断すると

もに、保護に当たっては、誠意をもってし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払うものとする。

(保護の責任)

第3条 警察署長は、保護について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課又は係の長(以下「保護主任者」という。)は、警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者(以下「家族等」という。)への引渡関係機関への引継等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、当直責任者又は警察署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行なうものとする。

第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、とりあえず必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置をとった場合において、その者の家族等への手配等の措置を必要と認めるときは、警察官は、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者(以下「被保護者」という。)の年令、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講ずるものとする。

(1) 精神錯乱者 もよりの精神病院その他の精神病者収容施設又は保護室

(2) 酩酊者^{めいてい} 保護室

(3) 迷い子 派出所又は駐在所(もよりに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室)

(4) 病人又は負傷者 もよりの病院その他の医療施設(病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては、保護室)

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目に立たないようにする等被保護者の不利とならないように配慮するものとする。

(被保護者の住所等の確認措置)

第6条 被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、

又は申し立てても確認することができない場合であつて、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることを妨げないものとする。

(事故の防止)

第7条 警察官は、保護に当たつては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意するものとする。

第8条 警職法第3条第1項第1号又は^{めいてい}酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官が真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることを妨げないものとする。この場合においては、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けるものとする。

第9条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第7条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行なうものとする。

2 前項の措置をとる場合においては、被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて、つとめて保管するようにするものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態であつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において、立会人を置いて、行なうものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量及び保管者を当該被保護者に係る保護カードに記載して、その取扱状況を明確にし、おき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継ぐものとする。

第10条 警職法第3条第1項第1号又は^{めいてい}酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態になり、真にやむを得ないと

認められるときは、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないようかけがね等を使用することを妨げないものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第11条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て警察署長に報告するものとする。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は^{かいてい}酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合であるときは、警察署長は、これを発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置をとるものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であつて、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とするものとする。

3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があつた場合であるときは、警察署長は、その状況を、直ちに警視總監、道府県警察本部長又は方面本部長(以下「本部長」という。)に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にもあわせて通知するものとする。

(関係機関への事件の引継)

第12条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受けた上、次の各号の定めるところにより、措置するものとする。

- (1) 被保護者が精神錯乱者である場合には、精神衛生法(昭和25年法律第123号)第21条の規定による保護義務者たる市町村長に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる都道府県知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (3) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前2号に掲げる場合であつても、同法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して、引き継ぐこと。

第3章 保護室

(保護室の設置)

第13条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

2 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定し、保護に当たらせるものとする。

(保護室の構造設備等の基準)

第14条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 留置場と別個に設けること。
 - (2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。
 - (3) 道路その他外部から見とおすことができない構造とすること。
 - (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
 - (5) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。
- 2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

(保護室に関する特例措置)

第15条 警察署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用するものとする。ただし、警職法第3条第1項第1号又は^{かいてい}酩酊者規制法第3条第1項の被保護者については、留置場内の室(留置室を除く。以下同じ。)を保護室に代用することを妨げないものとする。

2 留置場内の室を保護室に代用して被保護者を収容している間は、留置主任者が被保護者の給与その他被保護者の保護について、その責に任ずるものとし、第13条第2項に規定する保護に当たる警察官には看守者を充てるものとする。この場合においては、保護主任者は、当該被保護者に係る保護カードを留置主任者に引き継ぐものとする。

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第16条 24時間をこえて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が警察署長の指揮を受けた上行なうものとする。

(簡易裁判所への通知)

第17条 警職法第3条第5項又は^{かいてい}酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における事件について、警察署長が行なうものとする。

(保健所長への通報)

第18条 精神衛生法第24条第1項又は^{かいてい}酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、警察署長が行なうものとする。

第5章 雑則

(保護カード)

第19条 保護主任者は、被保護者について、おおむね次の各号に掲げる事項を記載して保護カードを作成し、事件の内容を明らかにしておくものとする。

- (1) 被保護者の氏名、住所又は居所
 - (2) 保護に着手した日時及び場所並びに事由
 - (3) 保護の場所、時間、給与その他保護の状況
 - (4) 保管物品の授受に関する状況
 - (5) 保護した時における外形から識別できる身体又は被服類の損傷の状況
 - (6) 引渡又は引継の状況
- 2 前項の保護カードの様式、保護その他の細目については、本部長の定めるところによる。

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第20条 警察官は、被保護者が少年であつて、少年警察活動要綱（昭和35年3月警察庁次長通達）第2条第6号の非行少年又は同条第8号の不良行為少年であることが明らかとなつた場合においては、当該少年について、同要綱の定めるところにより、補導を行なうものとする。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなつた場合においては、児童福祉法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

3 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項の要保護女子であることが明らかとなつた場合においては、当該被保護者が少年であつて、第12条第3号又は前2項の規定により関係機関に送致し又は通告する措置をとつた場合を除き、もよりの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。

(被保護者と犯罪の捜査等)

第21条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動要綱第2条第4号の触法少年若しくは同条第5号の虞犯少年であることが判明するにいたつた場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなつた場合においても、また同様とする。

第6章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第22条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

(1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護

を行なう場合

- (2) 少年法第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（昭和23年法律第169号）第14条（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、少年院若しくは少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
- (5) 犯罪者予防更正法（昭和24年法律第142号）第41条第5項の規定により、引致状による引致を行なう場合
- (6) 売春防止法第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合
- (7) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合

2 前項の場合においては、第3条、第7条から第11条まで、第13条第2項及び第19条の規定を準用するものとする。

第7章 都道府県警察本部が行なう保護

（都道府県警察本部が行なう保護）

第23条 警視庁、道府県警察本部又は方面本部は、市街地における保護を要する者の保護を能率的、かつ、合理的に行なうため、適切であると認められる場合においては、次の各号に掲げる基準によつて保護のための施設を設け、被保護者の収容、家族等への引渡、関係機関への引継等この要綱の例により、保護を行なうことができるものとする。この場合においては、警視庁、道府県警察本部又は方面本部の保護を主管する課の課長は警察署長の職務を、保護を主管する課の課長補佐は保護主任者の職務を、それぞれ行なうものとする。

- (1) 当該市街地における、なるべく交通の便のよい場所に設けること。
- (2) 学校又は病院の周辺、住宅地等静かな環境が必要とされる地域をさけること。
- (3) 精神錯乱者及び^{めいてい}酩酊者の保護室とその他の被保護者の保護室とは、各別に設け、各室相互間は、見とおすことができないようにすること。
- (4) 1室の面積は、5平方メートル程度とし、原則として1人1室とすること。
- (5) 精神錯乱者及び^{めいてい}酩酊者の保護室は、騒音及び事故の防止に留意した構造とすること。
- (6) 精神錯乱者及び^{めいてい}酩酊者以外の被保護者の保護室は、なるべく畳敷とし、静かなふん囲気を保つように留意すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第14条第1項第3号から第5号に掲げる基準によること。

2 第14条第2項の規定は、前項の保護室について準用する。